

茨城県市町村における新規就農支援制度について

令和元年7月現在

* 制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください。

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
常陸太田市	常陸太田市農産物高付加価値化支援事業	①認定農業者、認定新規就農者又は市内の直売所において生産者組織に加入している者 ②市内米生産者	①研修支援 総事業費1/2以内 但し限度額は次のとおりとする。 ア県内研修20,000円 イ県外研修50,000円 ②常陸太田市産米販売促進事業 補助対象経費 1/2以内	年間	予算の範囲内	農政課	0294-72-3111 (内線614)	http://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/	3,9
	UIJターン就農奨励金	・市外に1年以上住所を有した後、就農に際して市内に転入した者。(学生として市外に1年以上居住した者を含む) ・平成30年4月1日以降に認定新規就農者(または認定農業者)に認定された者 ※但し、転入日から2年以内に認定を受けた者であること。 ・引き続き5年以上市内に定住する意思がある者 ・本市の市税等に滞納がない者。	交付額は1経営体につき20万円 (2回に分けて交付)	年間	予算の範囲内				4
	就農者等家賃助成交付金事業	・市内に家屋を持たない者(二親等以内の親族の所有を含む。) ・市内の民間住宅に居住している者。 ・市内に住所があり既に就農している者においては、転入日より2年を経過しておらず、前年の所得が350万円を超えていない者。 ・市内に住所がある研修者においては、市内の農家において研修を開始してから2年を経過しない者。 ・本市及び従前の居住地において市税等の滞納がないこと。	市内に家屋を持たず民間の賃貸住宅に居住する就農者(認定新規就農者及び認定農業者)及び研修者に対し、家賃の一部を助成する。 助成額月額20,000円(家賃が20,000円以下の場合はその額) 最長24か月	年間	予算の範囲内				8
	中古農機具購入支援事業	【対象農機具】 ・農業機械販売業者が販売する中古農機具であること。 ・購入する農機具本体の代金が100,000円以上であること。 ・購入に際し、国・県・市その他補助を受けていないこと。 ・個人間の売買によるものでないこと。 ・市内の直売所等に出荷する畑作物の生産に使用する農機具であること。(ただし、そば生産を除く) 【対象者】 ・市内に住所を有している者 ・常陸太田市において認定を受けた認定農業者及び認定新規就農者、又は、市内直売所において組織される生産者組織に加入しているか加入予定の者 ・保存および保管に関する機具でないこと ・動力部のみでないこと ・市税等の滞納がない者	購入費の1/2以内及び予算の範囲内 ただし、上限を500,000円とする	年間	予算の範囲内				4

茨城県市町村における新規就農支援制度について

令和元年7月現在

* 制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください。

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
常陸太田市	多品目等農産物生産支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物の販売を行っている、又は行おうとする農業者又は団体 ・常陸太田市内に住所を有していること。 ・同一年度内に本補助を受けていないこと。 ・市税の滞納がないこと。 ・これまで生産したことのある作物以外に、新たな作物を生産する取り組みであること。 ・補助を活用して生産する作物は、販売を目的としたものであること。 	事業費の1/2以内及び予算の範囲内 ただし、上限は100,000円とする。	年間	予算の範囲内	農政課	0294-72-3111 (内線614)	http://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/	4
大子町	大子町農業後継者応援金	<ul style="list-style-type: none"> ①申請時町内に住所を有し、年齢が18歳以上45歳未満であること ②就農から5年以上町内に居住することを誓約する者 ③就農を5年以上継続することを誓約する者 ④過去にこの要綱による応援金の交付を受けていない者 ⑤町税等を滞納していない者 	<ul style="list-style-type: none"> ①独立自営型就農者30万円 ※共同型就農(夫婦)の場合50万円 ②経営移譲型就農者20万円 ※共同型就農(夫婦)の場合35万円 ③親元就農者10万円 ④町内に本拠地を置く農業法人就職者10万円 	通年	予算の範囲内	農林課農林担当	0295-72-1128	http://www.town.daigo.ibaraki.jp/	4
水戸市	就農研修等支援事業	市内に住所を有し、市内で新規就農を希望する45歳未満の者	茨城県立農業大学、鯉淵学園農業栄養専門学校及び日本農業実践学園が開催する就農準備のための講座の受講にかかる費用の助成 補助対象経費の1/2(ただし、10,000円を上限とする。)	通年	予算の範囲内	農政課	029-232-9181	http://www.city.mito.lg.jp	3
	就農開始支援事業	市内に住所を有し、平成27年以降に市内で新規就農した45歳未満の新規参入者のうち、青年等就農計画の認定を受けている者	農業経営の開始にあたり、必要な資材の取得等にかかる経費を助成 補助対象経費の1/2(ただし、200,000円を上限とする。)						4
	新規就農希望者研修支援事業	茨城県農林振興公社から指定を受けた者で、市長が定める区域において新規就農希望者の研修を受け入れるもの	新規就農希望者研修に用いる資材、農具等の購入及び農地等の賃借に要する費用、指導料を助成 補助対象経費の1/2(ただし、新規就農希望者1人につき500,000円を上限とする。)						6

茨城県市町村における新規就農支援制度について

令和元年7月現在

* 制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください。

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
笠間市	担い手対策強化促進事業（長期研修助成）	<ul style="list-style-type: none"> ・笠間市内農業者の農業経営を受け継ぎ、笠間市が認定する「認定新規就農者」又は、公益社団法人茨城県農林振興公社理事長から研修計画の承認を受けた者で、新たに研修を受ける者。 ・笠間市税の滞納がないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業研修施設や優良農家等において1ヶ月以上の研修を行う際の費用を助成する。 ・助成額は、月額5万円とする。 ・助成期間は、研修期間内の助成とし、最長2年間とする。 	—	—				4
	新規就農者農業機械・農業用施設等導入支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年4月以降に認定新規就農者の認定を受けている、又は受けることが確実と見込まれる者 ・就農時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営についての強い意欲を有している者 ・市内に住所を有している者 ・笠間市税の滞納がないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移植、収穫、防除又は耕起等のための機械の購入に要する経費、農業用施設の整備に要する経費を助成する。 ・補助金の補助率は補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、事業費が40万円を下回った場合、補助事業の対象外とする。 ・補助金の交付は、交付対象者につき年1回を限度し、本事業の補助額は最大5年間で300万円までとする。 ・中古機械等の場合は4年以上の法定耐用年数が残っているもので、農機会社の鑑定書または証明書を提出できるもの。 	—	—			4	
	樹園地継承支援事業（受入果樹農家支援型）	<ul style="list-style-type: none"> ・自身の経営縮小又は離農を予定している果樹農家 ・研修機関として市の認定を受けること。 ・概ね年間を通じて農業を営む経営体であること。 ・研修対象の主たる作物は、栗、梨、柿、葡萄、林檎及び梅であること。 ・笠間市税を滞納していないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で果樹栽培で就農しようとする者に農業生産技術及び経営手法等を習得させるために実施する研修に対して月額3万円、交付対象期間最長2年間 	—	—	笠間市産業経済部農政課農政企画室	0296-77-1101	http://www.city.kasama.lg.jp/	6
	樹園地継承支援事業（果樹研修支援型）	<ul style="list-style-type: none"> ・就農時の年齢が45歳未満であり、笠間市内在住の認定新規就農者の認定を受けた者、または、認定を受けることが確実と見込まれる者。 ・市内に住所を有している者。 ・研修終了後1年以内に市内農地等で果樹栽培による独立・自営就農すること。 ・笠間市税の滞納がないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹栽培へ就農するための農業技術、経営手法及び農村地域で生活していく心構えを会得する研修期間における生活費として、年間120万円、交付対象期間最長2年間 	—	—				3
	樹園地継承支援事業（樹園地流動化推進支援型）	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹栽培を志す新規就農者へ研修を実施した樹園地を農地中間管理事業を活用して10年以上転貸する者 ・果樹栽培を行う農業者等で、経営の縮小、農業部門の減少による経営転換、リタイアによる離農、又は農地の相続人で農業経営を行わない者 ・笠間市税を滞納していないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・転貸した面積10a当たり5万円 	—	—				7

茨城県市町村における新規就農支援制度について

令和元年7月現在

* 制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください。

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
ひたちなか市	新規就農者確保育成事業	・市内に住所を有する就農希望者で、直売所出荷等を目標とする者	常陸農業協同組合が主体となって実施する作物栽培するうえでの必要な基礎的知識を習得するための座学や、栽培技術の実習等の講座を無料で開設・実施。	次回募集令和2年2月予定	約30人	農政課	029-273-0111	http://www.city.hitachinaka.lg.jp/	2
那珂市	新規就農者確保育成事業	市内に住所を有する就農希望者	常陸農業協同組合が実施する栽培技術等習得の実践講座の無料受講。	次回募集令和2年2月予定	15人程度	産業部農政課農業振興グループ	029-298-1111 (内線236)	—	2
小美玉市	新規就農者営農定着支援事業	①市において青年等就農計画の認定を受けている者、かつ農業次世代人材投資資金(経営開始型)の交付を受けている者。 ②市内に住所を有している者 ③生計を同一とする世帯において、市税を滞納していないこと。 (上記①～③の要件をすべてを満たす者)	新規就農した意欲ある担い手の、農業開始時に必要とする経費負担の軽減や、経営規模の拡大、及び経営の多角化等に取り組む際に必要な農業用機械又は施設を導入する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付すること。 ①農業機械整備事業(移植、収穫、防除又は耕起等に必要な機械の購入に要する経費) ②農業用施設等整備事業(農業用施設の整備に要する経費) ③前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事業の実施に要する経費 補助対象事業費の30%以内(上限1件あたり100万円)ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てとする。 補助金の交付は、同一の交付対象者につき年度1回を限度とする。 中古機械等の場合は、原則として2年以上の法定耐用年数が残っているもので、農機会社の鑑定書又は証明書を提出できるものとする。	年2～3回程度要望調査	予算の範囲内	農政課	0299-48-1111	—	4
茨城町	茨城町担い手経営環境整備事業	町の認定を受けている認定新規就農者及び認定農業者等で、次の要件をすべて満たす者 ①原則45歳未満の者 ②町内に住所を有している者 ③生計を同一とする世帯において、町税を滞納していないこと	新規就農した意欲ある担い手農業者が、就農初期に必要な農業用機械の導入や、農業用施設等の整備に係る費用等を支援。 補助対象経費の1/3以内(上限300,000円)	—	予算の範囲内	生活経済部 農業政策課	029-240-7118	—	1,4
	新規就農希望者受入研修事業	茨城町に就農・定住を希望する者	2年間の先進農家での研修と自ら作付を行う実学等を通して技術取得を図り、就農できるよう支援。 ①住居として町内空き家等を斡旋、家賃の一部を助成 ②研修先である先進農家を斡旋 ③研修ほ場及びパイプハウスを無償で貸付 ④トラクター、管理機等の農業用機械を無償で貸付 ⑤農業資材等を無償で提供	通年	1組/年	一般社団法人 茨城町農業公社	029-215-8002	http://www.ibaraki-agri.com/	2,3,4,7,8

茨城県市町村における新規就農支援制度について

令和元年7月現在

* 制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください。

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
東海村	新規就農者支援事業	就農3年未満の新規就農者(申請時に18歳以上45歳未満の者) 就農時に町内に在住し、今後10年以上営農して10年以内に認定農業者を目指す者。	<p>研修助成金:月額3万円 受入農家等助成金:月額3万円(以上2年を限度に助成、受入農家は町内に限る) 就農者経営助成金:月額3万円(上記研修を終了後3年を超えないもの)</p> <p>【独立・自営就農支援補助事業】 補助対象者:独立・自営就農者 補助対象経費:農業経営の安定化に資するための経費 補助金の額:次の各号の独立・自営就農者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 申請時における年齢が満50歳未満の独身者 月額100,000円 (2) 申請時における年齢が満50歳未満の既婚者 月額150,000円(配偶者に年間1,030,000円を超える収入がある(収入の見込みがある場合を含む。)場合は、月額100,000円とする。) (3) 申請時における年齢が満50歳以上満65歳未満の独身者 月額50,000円 (4) 申請時における年齢が満50歳以上満65歳未満の既婚者 月額75,000円(配偶者に年間1,030,000円を超える収入がある(収入の見込みがある場合を含む。)場合は、月額50,000円とする。) 補助期間:36月を限度とする。ただし、第8条第2項の規定により休止の承認を受けた場合は、当該休止期間を除く。</p> <p>【親元就農支援補助事業】 補助対象者:親元就農者※満50歳未満 補助対象経費:農業後継者の定着化に資するための経費 補助金の額:次の各号の親元就農者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 申請時において独身者 月額50,000円 (2) 申請時において既婚者 月額75,000円 補助期間:36月を限度とする。ただし、第8条第2項の規定により休止の承認を受けた場合は、当該休止期間を除く。</p> <p>備考:独立・自営就農支援補助事業及び農家住宅入居費補助事業並びに親元就農支援補助事業において、月間の就農日数が1月に満たない場合は、15日以上就農をもって1月とする。</p>	-	-	農業政策課	029-287-7867	http://www.vill.to kai.ibara ki.jp/	4,8

茨城県市町村における新規就農支援制度について

令和元年7月現在

* 制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください。

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
城里町	新規就農者支援事業	就農3年未満の新規就農者(申請時に18歳以上45歳未満の者) 就農時に町内に在住し、今後10年以上営農して10年以内に認定農業者を目指す者。	研修助成金:月額3万円 受入農家等助成金:月額3万円(以上2年を限度に助成、受入農家は町内に限る) 就農者経営助成金:月額3万円(上記研修を終了後3年を超えないもの)	随時	—	農業政策課	029-288-3111	http://www.town.shirosato.jp/	1, 3, 6
	新規就農者農業機械・農業施設等導入支援事業	町内に住所を有する認定新規就農者	農業用機械, 農業用施設又は家畜を導入する費用補助補助率1/2以内, 補助上限額100万円	随時	—	農業政策課	029-288-3111	http://www.town.shirosato.jp/	4
行方市	なめがた新規就農活力応援金補助金	市内に住所を有する新規参加者又は農業後継者であって、次のいずれにも該当するものとして農業委員会が推薦する者のうち、市長が認める者 (1) 市内において農業経営を行う者 (2) 年間農業従事日数が200日以上を見込める者 (3) 年齢が55歳未満の者 (4) 農業経営改善計画の認定申請を行う者 (5) 農業次世代人材投資資金(経営開始型)の支給対象でない者	応援金30万円 交付は、同一人につき1回を限度とする。	通年	—	農林水産課	0291-35-2111(内線74-244)	http://www.city.nagamato.libaraki.jp/	4
石岡市	「石岡市朝日里山ファーム」新規就農者研修制度	・18歳以上45歳未満 ・石岡市内に移住し、石岡市内で独立営農を目指す者	・約30品目の野菜の栽培技術指導(有機栽培) ・独立後のことを考えた農地確保支援 ・研修に必要なトラクター等の機材や圃場、設備の貸し出し 研修圃場:約1.5ha 集出荷作業室:1室(約20㎡)	令和元年度	一組	農政課	代表0299-43-1111(内線1145)	http://www.city.ishigaki.jp/	2
	石岡市新規就農者支援センター	石岡市で就農を希望する者	就農相談	随時	随時	農政課	代表0299-43-1111(内線1145)	http://www.city.ishigaki.jp/	1
	園芸作物生産拡大整備支援事業(パイプハウス設置補助)	①と②に該当すること ①5年以上市内の直売所へ出荷する園芸作物を生産 ②次のいずれかに該当する人 ・定年退職などにより、新たに就農する65歳未満の人 ・就農してから5年未満かつ45歳未満の人 ・新たな園芸作物の栽培または園芸作物の生産規模の拡大に取り組む人	パイプハウス設置設置経費(消費税抜き)の1/3以内 上限20万円 かん水施設設置経費(消費税抜き)の1/3以内 上限30万円 ※ただし、かん水施設のみは対象外です。	令和2年1月末までに申請	予算の範囲内	農政課	代表0299-43-1111(内線1142)	http://www.city.ishigaki.jp/	4

茨城県市町村における新規就農支援制度について

令和元年7月現在

* 制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください。

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
石岡市 (JAやさと)	「ゆめファーム」新規就農制度 研修事業	・1年に1家族(独身不可) ・45歳未満 ・研修後石岡市(八郷)で就農すること	次のことについては貸し出しを行う。 ・研修圃場 畑90aパイプハウス75坪 ・農機具 トラクター, 管理機等 ・農業資材 支柱, パイプ等	令和元年 11月30 日まで	一組	JAやさと 営農流通 センター	0299- 44- 1661	http://jayasato-yuukibukai.com/kenzyu.html	2
つくば市	新規就農者経営支援補助事業	市内在住の認定就農者又は認定新規就農者(18歳以上65歳未満の者) 農業経営を開始している者で、認定農業者を目指す者 市税の滞納がない者 国または県から補助金に相当する給付を受けていない者	月額5万円 (就農月から36ヶ月を限度に助成)	随時	—	農業政策 課	029- 883- 1111	http://www.city.tsukuba.lbaraki.jp/	4
つくばみらい市	農業機械購入補助事業	生産組織等又は人・農地プランに位置付けられる中心経営体及び認定新規就農者	①生産組織 (1)水稲20ha以上又は水稲以外1.5ha以上 →総事業費の30%・限度額80万円 (2)水稲20ha未満又は水稲以外1.5ha未満 →総事業費の20%・限度額60万円 ②人・農地プランに位置付けられる中心経営体及び認定新規就農者 (1)水稲10ha以上又は水稲以外0.5ha以上 →総事業費の20%・限度額30万円 (2)水稲10ha未満又は水稲以外0.5ha未満 →総事業費の10%・限度額10万円	農業機械 購入年度 の1月31 日まで	予算の範 囲内	産業経済 課	0297- 58- 2111	http://www.city.tsukubamirai.lg.jp/	4
稲敷市	稲敷市新規就農者育成支援補助金交付事業	新規就農者等のうち、次のいずれにも該当する者。 (1)市内に住所を有し、年齢が18歳以上60歳未満の者 (2)認定農業者となる意思を持つ者 (3)農業に専従している者又は専従する見込みがある者 (4)市税を滞納していない者	1か月につき5万円、年間60万円を上限として、最長3年間補助金を交付。 ただし、経営開始2年目以降は、1人当たり前年の総所得が350万円を超えない限り交付。	通年	予算の範 囲内	農政課	029- 892- 2000 内線 2311	www.city.inashiki.lg.jp/page/page007a58.html	4
龍ケ崎市	新規就農者経営支援事業	認定新規就農者もしくは認定農業者であって、56歳未満の者	1か月につき5万円、年間60万円を上限として、最長3年間補助金を交付。 親元就農者にあっては、1か月につき3万円、年間36万円を上限とする。	未定	予算の範 囲内	農業政策 課	0297- 64- 1111	未定	4
阿見町	阿見町農業後継者等支援対策事業補助金	・45歳未満である者のうち、町内在住の認定農業者又は認定農業者と同等の農業経営を行う農業者の経営を引き継ぐ者で、5年以内に認定農業者となる見込みの者 ・国又は県の就農支援制度の支援対象とならなかった者で、前年の総所得が250万円未満である者 等	1. 農業大学校又はそれに準ずる公的研修機関の受講料の助成 2万円を上限 2. 農業経営に必要な機械の購入に要する経費の助成 事業費の1/2、上限50万円 3. 農業経営に必要な施設の建設に要する経費の助成 事業費の1/2、上限50万円 ※補助金の交付は、それぞれの経費につき1回までとする。	随時	予算の範 囲内	農業振興 課	029- 888- 1111		3,4

茨城県市町村における新規就農支援制度について

令和元年7月現在

* 制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください。

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
かすみがうら市	第三者継承促進事業	市農業再生協議会 別途、市農業再生協議会が定める要領等に基づき、将来、かすみがうら市内で果樹園を経営する意思がある農業研修生を受け入れる農家に、一月につき50千円を上限とし、市農業再生協議会が助成する。	果樹産地の維持及び拡大を図るとともに、農業後継者を確保するため、補助金を交付する。 (1) 研修支援事業 一月につき50千円を上限とする。 (2) 合意書締結祝い金支給事業 移譲者及び継承者に対し、それぞれ200千円とする。 (3) 経営継承準備事業	通年	予算の範囲内	農林水産課	029-886-3305	https://www.city.kasumigaura.lg.jp/page/page005657.html	6
利根町	がんばる農業者等支援事業 ・新規作物導入事業	・青年農業者(事業採択時現在45歳まで) ・認定農業者 ・認定農業者が組織する団体 ・「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体	・作物の苗木等購入費等 ・展示圃の設置費 ・先進地調査・研究費 ・栽培方法研究費 ・栽培のための機器購入費	通年	予算の範囲	経済課	0297682211		3.4
	がんばる農業者等支援事業 ・既存作物の栽培改善事業	・青年農業者(事業採択時現在45歳まで) ・認定農業者 ・認定農業者が組織する団体 ・「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体	・改善のための研究費 ・先進地調査・研究費 ・栽培方法研究費 ・改善のための機器購入費 ・転作物に関わる農業用機械、施設導入費 ・稲作規模拡大に関わる農業用機械、施設導入費	通年	予算の範囲	経済課	0297682211		3.4
	がんばる農業者等支援事業 ・農作物加工施設、直売所施設の設置事業	・農産物加工・産直等の団体	・加工施設、直売施設の施設整備費等	通年	予算の範囲	経済課	0297682211		4
	がんばる農業者等視線事業 ・うめえもんどころ認定事業	・水稲生産者	・土壌改良資材費 ・食味試験研究費	通年	予算の範囲	経済課	0297682211		4
常総市	新規就農者研修委託事業	新規就農者を受け入れる市内の先進農家	常総市在住者で就農を目指す方を受け入れる先進農家に対して研修費として市から日額5,000円を支払う。 5,000円/1日×14日間=70,000円	通年	先進農家2件	農政課	0297-23-9037(直通)	shinkou@city.joso.lg.jp	6

茨城県市町村における新規就農支援制度について

令和元年7月現在

* 制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください。

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
筑西市	筑西市新規就農者研修事業	50歳以下で農業研修を希望し、研修終了後に市内で就農する者、または市内で就農後概ね3年以内の者	<p>【助成対象経費】 農業技術の習得に係る研修費用等</p> <p>【助成対象となる研修等】 ・農業教育施設、農業専門学校等における研修 (日本農業実践学園、鯉淵学園、いばらき営農塾等) ・先進的な農業技術を有する農業法人等における研修</p> <p>【助成額】 30万円(上限額)</p> <p>【助成期間】 1年間</p> <p>※上記のほか、転入者に限り、住居費補助として10万円補助する</p>	随時	予算の範囲内	農政課	0296-20-1161 (直通)	http://www.city.c筑西市.jp	3
桜川市	桜川市農業者育成支援事業補助金	桜川市内に住所を有し、市税等を滞納していない者のうち次のいずれかに該当する者の中で、現状経営面積から10%以上の拡大、又は現状売上上の10%以上の増加を目指す意思がある者 (1)生産組織(3戸以上の農業者で組織する団体及び農業を営む法人等) (2)人・農地プランに位置付けられている又は位置付けられることが確実と見込まれる中心的経営体 (3)認定新規就農者	<p>【概要】 農業用機械等の導入に必要な経費を補助する。</p> <p>【補助額】 (1)に該当する者で経営面積水稲20ha以上又は水稲以外1ha以上の者は30%以内(上限60万円) (1)に該当する者で上記面積未満の者は20%以内(上限40万円) (2)に該当する者で経営面積水稲10ha以上又は水稲以外0.5ha以上の者は20%以内(上限30万円) (2)に該当する者で上記面積未満の者は10%以内(上限10万円) (3)に該当する者は50%以内(上限100万円) ただし、中古農業機械の場合は上限50万円</p>	随時	予算の範囲内	農林課	(代表) 0296-55-1111 (内線) 3161	http://www.city.s桜川市.a.lg.jp/	4
	桜川市農業用パイプハウス資材購入費補助金	認定農業者 認定新規就農者 集落営農組合 販売農家	<p>【概要】 単棟パイプハウス(鉄骨ハウスを除く。)の新設及び建て替えに要する経費(被覆資材等の消耗品を除く。)を補助する。</p> <p>【補助額】 対象経費の3分の1以内の額(100円未満は切捨て)</p> <p>【限度額】 ●間口5m未満のパイプハウス 長さ1mにつき3,750円まで ●間口5m以上のパイプハウス 長さ1mにつき5,000円まで</p>	随時	予算の範囲内	農林課	(代表) 0296-55-1111 (内線) 3161	http://www.city.s桜川市.a.lg.jp/	4
	桜川市新規就農者営農研修補助金	新規就農者のうち次のいずれにも該当する者 (1)桜川市内に住所を有し、年齢が20歳以上65歳未満の認定新規就農者 (2)認定農業者となる意思を持つ者 (3)市税等を滞納していない者	<p>【概要】 農業技術の習得に係る研修での受講料及びそれらに必要な教材費を補助する。</p> <p>【補助額】 上限1万円までを支給する。</p>	随時	予算の範囲内	農林課	(代表) 0296-55-1111 (内線) 3161	http://www.city.s桜川市.a.lg.jp/	3

茨城県市町村における新規就農支援制度について

令和元年7月現在

* 制度の詳細は、各市町村の窓口にお問い合わせください。

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
古河市	新規就農支援研修費助成事業	市内に住所を有し、申請時における年齢が39歳以下の者で、新規就農を目指す者および新規就農後(3年以内)に自己の農業技術の向上を目指す者	<p>【助成対象経費】 農業技術を習得するため、3カ月以上の期間研修等を受講した費用等</p> <p>【助成金及び助成金限度額】 1年間に限り30万円を限度として助成。 ※指導的農家等での研修および研修費が無料の研修については、助成対象経費にかかわらず日額4,000円。</p>	随時	—	農政課	0280-76-1511 (代表) 内線 2132	www.city.ibaraki-koga.lg.jp/	3
茨城県	新規就農相談センター事業	就農希望者	<ul style="list-style-type: none"> ○茨城県内の就農相談会 <ul style="list-style-type: none"> ・新農業人フェアinいばらき(2回) ・農場見学&就農相談会(5回) ・農業体験講座(3回)いばらき農業アカデミーとの連携 ○茨城県外の就農相談会 <ul style="list-style-type: none"> ・全国新・農業人フェアへの出展(東京) ・都内相談会・就農セミナーの開催(移住関連等との連携)(3回) ○茨城県の就農情報を一元的に発信する就農支援ポータルサイト(茨城就農コンシェル)の運営 	随時	—	(公社)茨城県農林振興公社 http://www.ibanourin.or.jp/concier/	029-239-7131 (代表) 029-350-8686 (直通)	http://www.ibanourin.or.jp/ninaite/	1
	いばらき営農塾開設事業	茨城県において、新たに農業を始めようとする方や、始めて間もない方で、農産物を販売し収入を得ようとする方(おおむね65歳まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○野菜入門コース <p>【期間】日数:27日間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Aコース(5~8月) ・Bコース(9~2月) <ul style="list-style-type: none"> ・開催場所:茨城県立農業大学校 ・受講料:16,200円(別途テキスト代6,000円程度) 	平成31年度Aコースは募集終了 Bコースは8月16日迄募集中	30名/コース	茨城県立農業大学校 http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/noda-i/05tan-kikenshu/einoujuku/einoujuku_top.html	029-292-0419	http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/noda-i/05tan-kikenshu/einoujuku/einoujuku_top.html	2
	ニューファーマー育成研修助成事業	(公社)茨城県農林振興公社から新規就農希望者受入組織の指定を受けて、研修生を受け入れる農業者、農協等	茨城県内への就農を希望する農家子弟や新規参入者等を、概ね1年以上研修生として受け入れる農業者等に対し、研修に必要な経費の一部を助成	<p>[対象経費] 研修手当</p> <p>[助成額] 月額100,000円以内(原則1年間)</p> <p>[研修生の要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就農予定時の年齢が原則45歳未満 ・親元就農を目指す農家子弟 ・県内の市町村及び農協の団体で研修を行う者 ・公社が指定する受入組織等において研修する者 ・農業次世代人材投資事業及び農の雇用事業の対象者以外 	随時	予算の範囲内	(公社)茨城県農林振興公社 http://www.ibanourin.or.jp/concier/	029-239-7131 (代表) 029-350-8686 (直通)	http://www.ibanourin.or.jp/